

# 環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付要綱

平成26年3月26日25中事業第949号  
改正 平成27年3月19日26中事業第842号  
改正 平成28年3月31日27中事業第919号  
改正 平成28年10月1日28中事業第581号  
改正 平成28年12月1日28中事業第689号  
改正 平成29年3月31日28中事業第1212号  
改正 平成30年3月30日29中事業第1014号  
改正 平成30年10月9日30中事業第593号

## (目的)

第1条 この要綱は、閉鎖型施設であり環境に配慮した先進的市場である豊洲市場に適合した環境負荷低減及び省エネルギー等に対応する設備の導入を促進するために、豊洲市場敷地内において利用する設備を購入する者及びリース契約によって使用する者に対する補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えた設備を導入する者のうち、知事が補助金の交付を適当と認めた者とする。

- 一 豊洲市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人又はこれらの団体（以下「業界団体」という。）であって豊洲市場内において補助対象設備を使用する者
- 二 前号に掲げる者が設立する法人
- 三 前号に掲げる者のほか、知事が特に認めた者

## (補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる物とし、詳細は別表第1の定めるところによる。ただし、中古品は除く。

- 一 冷蔵庫、冷凍庫
- 二 低温施設
- 三 空調設備
- 四 活魚水槽等
- 五 製氷機
- 六 ろ過海水供給設備
- 七 小型特殊自動車等

## (補助対象要件)

第4条 前条に掲げる補助対象設備のそれぞれの補助要件については別表第2の定めるところによる。

2 豊洲市場において、卸売業者は、卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号。以下「法」という。）第15条第1項の卸売業務の許可、仲卸業者は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年12月1日条例第144号。以下「条例」という。）第24条第1項の仲卸業務の許可、関連事業者は、条例第38条第1項の流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可、業界団体は、条例第88条2項の使用許可を受けること。また、豊洲市場において、売買参加者は、条例第34条第1項による売買参加者としての承認を受けること。

3 豊洲市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、買出人及び業界団体は、条例第94条に規定する使用料を滞納していないこと。

4 法第28条並びに条例第33条及び第45条の定めるところにより、事業報告書の提出義務を負う者は、直近の事業報告書の提出があること。

5 平成26年4月1日以降、第3条に掲げる設備の現金一括購入契約（以下「購入契約」という。）、割賦購入契約（以下「割賦契約」という。）又はリース契約を締結したものであること。

6 法人においては、直近の法人事業税及び法人住民税、個人においては、直近の個人事業税の滞納がないこと。

（補助対象額）

第5条 補助金の交付対象となる額（以下「補助対象額」という。）は、補助対象設備の設置に要する対価のうち、都が必要かつ適切であると認めた別表第3-1に掲げるものとする。

2 前項に加えて平成31年2月28日までに申請するものについては、別表第3-2に掲げるものも補助対象額とする。

（補助金額の算定）

第6条 この要綱の定めるところにより交付される補助金の額は、別表第4-1に定める補助率を別表第4-2、別表第4-3に定める補助金算定基準額に乗じて算定する。

2 補助金の上限額は、前項で算定した額に係らず別表4-4、別表4-5に定めるところによる。

3 割賦契約及びリース契約の場合はその支払い期間のうち、別表第4-6を限度とする。

4 前3項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 本要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付申請書（別記第1号様式）（以下「補助金交付申請書」という。）に別表第5に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

（書類の提出方法）

第8条 この要綱の規定に基づいて申請者が知事に提出する書類は、別表に定める部数を提出する。

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 知事は、第7条に規定する補助金交付申請書を受理した場合には、当該申請に係る書類につ

いて、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に疑義がないかどうかを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該年度の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付決定通知書（別記第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の不交付決定の事実を申請者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の補助金の交付の決定に当たって、この要綱で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の撤回）

第10条 申請者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があるときは、前条第2項に規定する交付決定通知書の受領日から起算して10日以内に、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付申請取下書（第4号様式）により、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 前項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更承認申請等）

第11条 申請者は、第9条第2項に規定する交付決定通知書を受けた後に補助事業の内容、補助事業に要する経費の配分を変更、又は補助事業を中止しようとする場合においては、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付（変更、中止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（変更決定等及び通知）

第12条 知事は、前条の申請があったときは、補助金の交付決定額等を変更し、又は交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付決定額等を変更、又は取消しをしたときは、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付決定額等（変更・取消し）承認通知書（別記第6号様式）により、前条の申請をした者に通知するものとする。

（調査権等）

第13条 知事は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第221条第2項の規定により、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、必要に応じ、補助対象者に対し補助事業の遂行の状況に関して調査し、又は報告を求めることができる。

2 前項の調査又は報告の結果、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべき

ことを命じるものとする。

(設備導入期限)

第14条 申請者は、交付決定の日から起算して2か月以内に設備の購入契約、割賦契約、又はリース契約を締結しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める理由がある場合は、この限りでない。

(実績報告)

第15条 申請者は、補助対象設備の納品を受けたときは翌月5日までに、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付実績報告書(別記第7号様式)(以下「実績報告書」という。)に別表第6に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助対象設備を築地市場に設置し、前項に規定する実績報告書を提出した者は、豊洲市場に補助対象設備を移設したとき、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付設備移設報告書(別記第8号様式)(以下「移設報告書」という。)に別表7に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

3 申請者は、割賦代金、リース料の支払い状況を証明するために別表8に掲げる書類を知事に提出しなければならない。書類の提出は、証明する期間の翌月5日までに行わなければならない。

(補助対象物の現地調査)

第16条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書の提出があったとき及び前条第2項に規定する移設報告書の提出があったときは、当該報告書に記載された実績を確認するために現地調査を行う。ただし、小型特殊自動車等については、市場への登録状況等の確認をもって現地調査に換える。

(補助金額の確定及び通知)

第17条 知事は、第15条第1項に規定する実績報告書に記載された実績、第15条第2項に規定する移設報告書に記載された移設状況、第15条第3項に規定する支払状況及び前条に規定する現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内で補助金額を確定し、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付額確定通知書(別記第9号様式)(以下「交付額確定通知書」という。)により申請者に通知する。

(補助金の交付及び請求)

第18条 補助金の交付は、前条に規定する補助金の額の確定後とする。

2 申請者は、前条に規定する交付額確定通知書を受領したときは、速やかに環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付請求書(別記第10号様式)(以下「請求書」という。)を知事に提出するものとする。

(決定の取消し等及び通知)

第19条 第9条第2項の規定による補助金の交付決定後、申請者が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助事業を中止したとき。
- 四 この要綱の規定する期間内に事業を着手せず、又は完了していないとき。
- 五 補助対象設備が豊洲市場内において設置、又は登録の確認をできないとき。
- 六 前各号のほか、申請者が補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、申請者が第1項第一号、第二号及び第六号に該当する場合には、申請者の名称及びその不正行為の内容について公表することができる。

4 第1項又は第2項により補助金の交付決定を取り消すときは、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により申請者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第20条 補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部、又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

（補助金の返還命令及び通知）

第21条 知事は、第19条第1項又は前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 前項において補助金の返還を命じる時は、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金返還命令書（第12号様式）により申請者に通知する。

（違約加算金及び延滞金）

第22条 補助対象者は、第19条第1項又は第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消され、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第23条 補助金が二回以上に分けて交付されている場合における前条第一項の規定の適用について

は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 補助対象者が第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第25条 補助事業者等に対し補助金等の返還を命じ、補助事業者等が当該補助金等、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限及び通知)

第26条 申請者は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第24条の規定に基づき、補助金の交付を受けた設備を処分するときは、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）により行わなければならない。

2 申請者は、前項に規定する処分をしようとする場合で知事の承認が必要なときは、あらかじめ環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付財産処分承認申請書（別記第13号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 知事は、前項の申請を受けた場合においては、環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付財産処分承認通知書（別記第14号様式）により、前項の申請をした者にその処分の可否を通知するものとする。

(帳簿の保存義務)

第27条 申請者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存するものとする。

(その他)

第28条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則（平成26年3月26日25中事業第949号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日26中事業第842号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27中事業第919号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日28中事業第581号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月1日28中事業第689号）

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28中事業第1212号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29中事業第1014号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月9日30中事業第593号）

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備

設備品目	内容
冷蔵庫・冷凍庫	冷蔵庫・冷凍庫、冷蔵庫棟等
低温施設	低温卸売場、低温荷捌場、低温加工場等
空調設備	空調設備
活魚水槽等	活魚水槽、立場
製氷機	製氷機
ろ過海水供給設備	ろ過海水供給設備
小型特殊自動車等	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一の定めによる小型特殊自動車等

別表第2（第4条第1項関係）

補助対象要件

設備品目	補助要件
冷蔵庫・冷凍庫	<p>以下の一から四のいずれかの要件及び五の要件を満たすこと。</p> <p>一 オゾン層破壊係数0の代替フロン冷媒ガス、自然冷媒ガス（※1）を使用した物であること。</p> <p>二 コンプレッサーが本体と分離して設置される物であり、コンプレッサーを所定の場所に設置すること。</p> <p>三 インバータ制御機能（※2）を搭載した物であること。</p> <p>四 トップランナー基準（※3）に基づき製造者がクリアすべき省エネルギー基準値を100%以上クリア（省エネラベリング制度で緑色の省エネ性マーク（JIS規格）が付されている。）していることを確認できる物であること。</p> <p>五 豊洲市場内に設置され、恒常的に使用されていることを確認できる物であること。</p>
低温施設	
空調設備	
活魚水槽等	
製氷機	
ろ過海水供給設備	
小型特殊自動車等	<p>以下の3つの要件の全てを満たしていること。</p> <p>一 豊洲市場において登録のある電動車以外の当該小型特殊自動車を廃車し、その代替として新たに電動車を購入し、又はリースによって使用する物であること。</p> <p>二 東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号）及び東京都中央卸売市場自動車等登録要綱（17中管市第6号）の定める自動車登録の基準に適合する物であること。</p> <p>三 市場内に定置場が確保される物であること。</p>

※1 アンモニア、二酸化炭素、空気等自然界に存在するガス。

※2 使用状況に応じて電力消費量を調整する機能。

※3 省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器」の性能以上に設定する制度。

別表第3-1 (第5条第1項関係)

補助対象額となる経費

補助対象額となる経費	補助対象額とならない経費
<p>一 機器費</p>	<p>一 消費税その他の租税公課</p> <p>二 利子及び利子相当額</p> <p>三 保守費等の付帯サービスに係る経費</p> <p>四 導入時の付随費用（搬入費、設置工事費等）</p> <p>五 建築工事を伴う設備については建造物に係る経費</p> <p>六 助成対象を設置するための設計及び工事に係る経費</p> <p>七 既存設備の撤去・処分のための工事に要した経費</p> <p>八 補助対象額のうち、以下の内容に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付決定が出る前に契約された機器費（ただし、補助金受付開始前（平成26年4月1日から平成26年9月30日）に契約したものは除く。）</li> <li>・ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社等）との取引により発生する経費</li> <li>・ 自社製品、又は自社で取り扱いのある製品、付帯設備単体のみを導入する場合の経費</li> <li>・ 過剰とみなされる機器を導入する経費</li> <li>・ その他、都が適当ではないと判断する経費</li> </ul> <p>※ただし、別表第3-2に規定するものは除く。</p>

別表第3-2 (第5条第2項関係)

補助対象額となる経費（平成31年2月28日受付分まで）

補助対象額となる経費	補助要件
<p>一 配管工事費</p>	<p>以下の一及び二の要件をともに満たすこと。</p> <p>一 対象となる設備は、以下のコンプレッサーを別置にできるものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>イ 活魚水槽</li> <li>ウ 製氷機</li> </ul> <p>二 補助対象者は、以下のうち中小企業・個人事業主であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 仲卸業者</li> <li>イ 関連事業者</li> </ul>

別表第4-1（第6条第1項関係）

補助率

対象事業者	補助率
大企業※4	1 / 3以内
中小企業・業界団体	1 / 2以内

※4 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）第2条における中小企業者以外の企業者を大企業として扱う。

別表第4-2（第6条第1項関係）

補助金算定基準額（原則）

設備品目	補助金算定基準額
冷蔵庫・冷凍庫（冷蔵庫棟、設置現場で躯体施工等を伴う物を除く）	別表第3-1及び別表第3-2に掲げる補助対象額となる経費
空調設備	別表第3に掲げる補助対象額となる経費
活魚水槽	別表第3-1及び別表第3-2に掲げる補助対象額となる経費
製氷機（設置現場で躯体施工等を伴う物を除く）	
小型特殊自動車等（購入契約、割賦契約）	別表第3に掲げる補助対象額となる経費
・冷蔵庫棟、低温施設、立場 ・冷蔵庫、冷凍庫、製氷機の内、設置現場で躯体施工等を伴う物	別表第3に掲げる補助対象額となる経費のうち、冷却装置、製氷装置に係る部分のみ。
ろ過海水供給設備	別表第3に掲げる補助対象額となる経費のうち、ろ過装置に係る部分のみ

別表第4-3（第6条第1項関係）

補助金算定基準額（例外）

設備品目	補助金算定基準額
小型特殊自動車等（リース契約）	リース料総額の1 / 2

別表第4-4（第6条第2項関係）

補助金額上限（原則）

対象事業者	補助上限額
大企業	5,000万円
中小企業・業界団体	1,000万円

別表第4-5（第6条第2項関係）

別表第4-4（第6条第2項関係）に示した補助上限額とは別に、以下の表の条件を満たす場合は、下記表の通り上限を設ける。

補助金額上限（例外）

対象設備	条件：左記の対象設備の契約額（消費税を除く）の合計	補助額の上限
冷蔵庫棟、低温施設及び設置現場で躯体施工等を伴う冷蔵庫・冷凍庫・製氷機、ろ過海水供給設備	大企業 7.5億円超 中小企業・業界団体 1億円超	2億円

別表第4-6（第6条第3項関係）

割賦契約・リース契約時の対象期間上限

対象設備	補助対象期間上限
冷蔵庫・冷凍庫、空調設備、製氷機	72月
活魚水槽等	60月
小型特殊自動車等	48月

別表第5（第7条関係）

申請書添付書類

	必要書類	部数	備考
1	導入する設備の詳細な仕様を証する書類 (写)	1	
2	導入する設備金額の詳細な積算根拠を証する見積書(写)等	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象額を明瞭に示す内容となるように詳細な内訳を示すこと。</li> <li>ただし、補助金受付開始以前に導入された物については見積書に換えて契約書(写)とする。</li> </ul>
3	要件を満たすことを証明、又は説明する書類	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>1「導入する設備の詳細な仕様を証する書類(写)」において証明、又は説明できる場合は不要。</li> </ul>
4	助成対象設備の工事に係る設計図書類及び工程表(写)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事が無い場合は不要。</li> </ul>
5	平面図の写し等助成対象設備の設置場所を確認できる書類	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>4「助成対象設備の工事に係る設計図書類及び工程表(写)」で確認できる場合は不要。</li> </ul>
6	割賦契約・リース契約の支払予定を示した書類	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入契約時は不要。</li> </ul>
7	申請者の印鑑証明書(発行3カ月以内)	1	
8	納税状況を証明する書類 法人：直近の法人事業税及び法人都民税の納税証明書(発行3カ月以内) 個人：直近の個人事業税の納税証明書(発行3カ月以内) ※個人事業者で個人事業税が非課税の方は、所得税及び住民税の納税証明書	1	
9	事業者の履歴が分かる書類 法人：履歴事項全部証明書(発行3カ月以内) 個人：開業届出書(写) 組合等：定款等及び組合員等構成員名簿	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業報告書の提出(第4条第4項)がある場合は不要。</li> </ul>
10	社歴(経歴)書	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業報告書の提出(第4条第4項)がある場合は不要。</li> <li>会社概要説明パンフレット等でも可。</li> </ul>
11	電動車の導入に伴い廃車した車両の自動車廃車申請書(写)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型特殊自動車等の導入時のみ。</li> </ul>
12	その他知事が必要と認めた資料	1	

## 別表第6（第15条第1項関係）

## 実績報告書添付書類（納品時）

	必要書類	部数	備考
1	契約書（写）	1	補助対象額を詳細かつ明瞭に示す内容となるように内訳を示すものであること。
2	納品書等（写）	1	
3	領収書（写）	1	購入契約の場合のみ
4	小型特殊自動車標識交付証明書（写）	1	4から7の書類は小型特殊自動車等のみ
5	自動車登録申請書（写）	1	
6	自動車損害賠償責任保険証明書（写） 歩行型構内運搬車の場合はこれに類する物（写） 【例】損害賠償保証事業契約書等	1	
7	当該車両の導入に伴い廃車した車両の自動車廃車申請書（写）	1	
8	交付決定通知書の付記条件により必要とされる書類	1	

## 別表第7（第15条第2項関係）

## 移設報告書添付書類

	必要書類	部数	備考
1	平面図の写し等助成対象設備の設置場所を確認できる書類	1	
2	小型特殊自動車標識交付証明書（写）	1	2、3の書類は小型特殊自動車等のみ
3	自動車登録申請書（写）	1	
4	交付決定通知書の付記条件により必要とされる書類	1	

## 別表第8（第15条第3項関係）

## 割賦契約、リース契約における支払額証明書類

	状況	必要書類	部数
原則	①豊洲市場で契約開始をした場合の各年度 ②築地市場で契約を開始した場合で、平成29年度以降の各年度	3月1日から2月末（ただし、2月末以前に割賦期間・リース期間が終了する場合は、当該月）までの支払いを証明できる書類（写）	1
例外	築地市場で契約を開始した場合で、平成28年度まで	築地市場における割賦期間・リース期間開始時から平成29年2月末までの支払いを証明できる書類（写）	1